

八丈島文化協会 平成 29 年度 第 6 回総会議案書



第 28 回八丈島文化フェスティバル フィナーレ

日時 平成29年(2017年) 6月3日(土) 午後6時

会場 商工会研修室(町役場内)

総会次第

(1) 開会の辞

(2) 会長挨拶

(3) 来賓挨拶

(4) 議長選出

(5) 議事及び報告事項

第1号議案 平成28年度活動報告

第2号議案 平成28年度収支決算報告及び監査報告

① 収支決算報告

② 監査報告

第3号議案 平成29年度の活動計画（案）の提案及び審議

第4号議案 平成29年度予算（案）の提案及び審議

第5号議案 規約改正（案）の提案及び審議

第6号議案 平成29年度役員、理事体制について

(6) 議長解任

(7) 文化協会の活動に対する意見交換

(8) 閉会の辞

【当日資料】 (総会当日配布します)

(1) 平成29年度八丈島文化協会会員名簿

(2) 平成28年度富士見地区公会堂管理委託関係決算

※終了後、懇親交流会を行います（同じ会場で）。会費3000円

第1号議案 平成28年度活動報告

八丈島文化協会は自主的な文化活動を通じて、会員相互の文化発展を図るとともに、八丈島の地域文化の普及振興に努め、生きがいある生活への指向と豊かな人間性を養い、地域づくりに寄与することを目的に活動して参りました。

■会員数（平成29年3月31日現在）

団体会員 34 団体、個人会員 15 名、賛助会員 13 件（4 社・2 団体・7 名）

1. 主催事業・後援事業（八丈町補助事業）

八丈町補助金を活用し、以下の主催事業・後援事業を実施しました。

① 八丈島芸能文化祭事業（第4回八丈島芸能文化祭）

○実施主体 八丈島芸能文化祭実行委員会

○収入決算額 752,199 円、支出決算額 720,619 円 補助金額 300,000 円

○開催日 平成28年9月18日 ○会場 八丈町多目的ホール「おじゃれ」

○出演団体 八丈島民謡保存会(加茂川会、八丈太鼓よされ会、八丈太鼓月曜会等)

檜立踊り保存会、中之郷盆踊り実行委員会、フラメンコサークル、コウリマ ナニ エ

○入場料 一般 500 円（当日 700 円）、高校生以下 100 円（当日 200 円）

○入場者数 305 名、出演者数 68 名、スタッフ数 26 名

② 八丈島文化フェスティバル事業（第28回八丈島文化フェスティバル）

○実施主体 八丈島文化フェスティバル実行委員会

○収入決算額 660,061 円、支出決算額 660,061 円、補助金額 300,000 円

○開催日 平成29年1月22日 作品展部門 1月16日～22日

○会場 八丈町多目的ホール「おじゃれ」

○舞台部門出演団体（協会加盟）

八丈太鼓月曜会、コウリマ ナニ エ、フラメンコサークル、檜之扇会、日本民謡朝元会、

八丈混声合唱団、八丈島民謡保存会、Heat Up、八丈島 Soka 栄光バンド

○舞台部門出演団体（一般）

無名劇団(仮、三線愛好会「美ら島」、Gold Breath、メグまゆ

カレオオラカイイアパナカパーフラオカウルレファ、声楽アンサンブル Con Anima

○作品展部門出展者・出展団体

個人参加 5 名、八丈の布絵本結ゆい

○入場無料

○入場者数のべ 800 名、出演者数約 200 名、出展者数 15 名、スタッフ数 70 名

③八丈島 JAZZ フェスティバル事業（八丈島 JAZZ フェスティバル 2016）

- 実施主体 八丈島 JAZZ フェスティバル実行委員会
- 収入決算額 2,291,789 円、支出決算額 2,291,789 円、補助金額 700,000 円
- 開催日 平成 28 年 8 月 26 日、27 日 ○会場 八丈町多目的ホール「おじゃれ」
- 出演(26 日) 福井ともみと Mt. Nonet（マウントノネット）
- 出演（27 日）・クリニック講師 福井ともみ、高瀬龍一、宮崎達也
- 島外出演団体（27 日） 開成ジュニアアンサンブル “ブルーバース”
- 島内出演団体（27 日） 八丈高校吹奏楽部、富士中吹奏楽部、三原中学校音楽部、
八丈島社会人吹奏楽団、大賀郷中音楽部、八丈島ジュニアアンサンブル（小学生有志）
- 入場料 26 日・3500 円（当日 4000 円）、高校生以下 1500 円 27 日・無料
- 入場者数のべ 530 名、出演者数 74 名、スタッフ数 60 名

④八丈島民大学講座事業

- 実施主体 八丈島民大学講座運営委員会
- 収入決算額 304,467 円、支出決算額 304,170 円、補助金額 250,000 円
- 会場 七島信用組合 2 階ホール ○入場無料（賛助会費 1 口 500 円）
- 開催日・タイトル・講師・来場者数等
 - ◆第 71 回八丈島民大学講座（首都大学東京共催）平成 28 年 9 月 10 日・11 日
「自然界に学ぶ表面機能の不思議」 諸貫信行首都大学東京教授
「郷土史に親しむ～地方史の読み方」 谷口央首都大学東京教授
来場者数のべ 82 人、スタッフ数 10 人
 - ◆第 72 回八丈島民大学講座 平成 29 年 2 月 11 日、12 日
「僕たちは島で、未来をみることにした」 阿部裕志（地域づくり教育事業プロデューサー）
来場者数のべ 121 人、スタッフ数 10 人

⑤子ども文化体験事業（後援事業）

- 実施主体 特定非営利活動法人あそびと文化の NPO あびの実
- 収入決算額 1,044,266 円、支出決算額 1,021,792 円、補助金額 450,000 円
- 会場 三根小学校体育館ほか
- 開催日・タイトル・出演者・来場者数等
 - ◆あびの実公演「サイレント・コメディ・マジック」平成 28 年 5 月 21 日
ジン・マサフスキー（マジシャン）
一日会員会費・親子 3000 円、高校生以下 1000 円、一般 2500 円、あびの実会員無料
来場者数 120 人 スタッフ数 8 人
 - ◆子ども招待公演「狂言ミュージカル入間川」平成 28 年 10 月 30 日 劇団鳥獣戯画
高校生以下無料、一日会員会費・一般 2000 円、あびの実会員無料
来場者数 120 人 スタッフ数 8 人
 - ◆あそび芸術体験
子どもまつり「春の防衛道路を歩こう」、映画鑑賞会、
野あそび隊活動（冒険ハイク、ナイトハイク、ナイトフィッシング、海あそび）
八丈太鼓ワークショップ、狂言体験ワークショップ、クリスマス飾りワークショップ
参加者数のべ 270 人、スタッフ数のべ 45 人

2. 後援事業

会員等が主催する以下の催しを後援しました。

〈会員主催事業〉

- ① いけばな小原流八丈支部みんなの花展（一般社団法人小原流八丈支部主催）
平成28年6月4日・5日 町民ギャラリー
- ② ピティナ・ピアノステップ（ピティナ八丈島 Anettai ステーション主催）
平成28年10月8日 八丈町多目的ホール「おじゃれ」
- ③ 東京文化財ウイーク2016公開事業 太鼓・唄・踊り（八丈島民謡保存会主催）
平成28年10月30日 大賀郷公民館
- ④ 八丈ウインド・オーケストラクリスマスコンサート
平成28年12月18日 多目的ホール「おじゃれ」
- ⑤ 子どもにつくろう！布絵本作りワークショップ（八丈の布絵本 結ゆい主催）
平成29年1月21日 商工会研修室
- ⑥ 八丈島歴史セミナー（八丈実記を読む会主催）
第1回 平成29年1月28日、第2回 2月18日 第3回 2月25日
第4回 3月4日、第5回3月11日 商工会研修室ほか
- ⑦ あびの実のうたごえ喫茶（NPO あびの実主催）
平成29年2月18日 大賀郷公民館

〈島外団体主催事業〉 受け入れ支援・コーディネート業務を行いました。

- ① 文京区民オーケストラ八丈島公演（文京区民オーケストラ主催）
平成28年9月24日 八丈町多目的ホール「おじゃれ」

3. 八丈町補助金申請・受託・交付事業（※各事業の補助金額については前掲の1及び決算書を参照）

八丈町から交付される補助金を統括し、協会主催・後援の各事業に対して交付しました。

また、町の補助金を協会が有効活用するための検討を役員が中心となって行い、町との協議をすすめた結果、平成29年度より補助金の交付方法が、これまでの事業ごとの交付から、協会への一括交付へと変更されました。平成29年度からは、町から交付された補助金を協会の裁量で各事業に交付する形となります。

4. 会員交流事業

加盟団体代表者会議や交流イベントを実施し、意見交換や交流を行いました。

- ① 加盟団体代表者会議
第1回 平成28年4月15日 第2回 平成28年9月2日
- ② 会員交流会
○月見交流会
開催日・平成28年8月18日 会場・大賀郷園地 参加・50名
※榎立踊り保存会、NPO あびの実の協力で実施
○設立5周年記念交流懇親会
開催日・平成28年10月10日 会場・ブルーハワイ 出席者・31名

5. 会員活動支援事業

会員向けの情報提供と活動支援を次のとおり行いました。

- 1 協会事務局（富士見地区公会堂管理事務所内）開所時対応
 - 〈1〉 問い合わせ・相談等受付
 - 〈2〉 会員むけ有料サービス（コピー、ラミネート、印刷）

②協会報発行

第12号（平成28年5月30日発行）、第13号（7月5日）、第14号（10月14日）、第15号（12月2日）、第16号（平成29年3月3日）

③ FAX・メール通信発行

第1号（平成28年4月19日発行）、第2号（5月18日）、第3号（5月31日）
第4号（7月5日）、第5号（8月9日）、第6号（8月19日）、第7号（8月25日）
第8号（9月7日）、第9号（9月14日）、第10号（10月6日）、第11号（10月29日）
第12号（11月17日）、第13号（12月14日）、第13号（平成29年1月12日）
第15号（1月17日発行）、第16号（2月8日）、第17号（2月17日）

④ 会員アンケート

平成29年3月に「協会の活動等に関するアンケート」を会員対象に実施。協会の活動についての提案や要望を中心に、町ホール使用についての意見なども含めた、文化振興に関する会員の意見を募りました。意見や要望は理事会で検討し、今後の活動に反映させていく予定です。

6. 文化情報発信事業

会員及び一般者を対象に、八丈島文化協会のホームページ（八丈島イベントカレンダー、八丈島文化協会ブログも含む）を活用し、八丈島の文化情報の発信を行いました。

7. 八丈島イベントカレンダー2017 発行事業

八丈町社会福祉協議会、八丈町と共同で「八丈島イベントカレンダー2017」を編集・発行し、「広報はちじょう4月号」（平成29年）折り込みの社協報「しゃきょう」とともに配布しました。

8. 受託事業、指定管理事業等

①富士見地区公会堂指定管理事業（八丈町指定）

八丈町の指定を受け、富士見地区公会堂の運営管理を行いました。平成28年度は、のべ594団体（個人利用含む）、4376人が利用しました。

② 八丈町多目的ホール「おじゃれ」への臨時職員勤務

町教育課との協議の結果、将来的に協会が町ホール運営に関わる可能性を踏まえ、協会関係者が町の臨時職員として勤務し、イベント時のホール事務室待機業務やホール関連事務などを行いました。

③ 「はちじょう暮らしの便利帳」特集ページ編集協力

「はちじょう暮らしの便利帳」の八丈太鼓の特集ページの編集に際し、八丈町企画財政課より依頼を受け、掲載団体への依頼業務などに協力しました。

9. 三根公民館建設事業への協力

昨年、一昨年に引き続き、三根公民館建設準備委員会の委員として、内山会長と協会推薦代表者が参加し、新しい三根公民館建設に向けた利用者目線での提案等を行いました。

10. 理事会、事務局会議等開催

理事会・役員会を開催し、運営に関する事項を決議し、運営を推進しました。

- 役員会 4月6日、4月27日、5月25日、6月7日、6月28日、7月26日、8月30日、
10月4日、10月25日、11月29日、12月27日、1月31日、2月28日、3月29日
- 理事会 4月1日、5月9日、6月7日、7月5日、8月5日、9月2日、10月14日、
11月4日、12月2日、1月10日、2月3日、3月3日

11. その他

八丈島の文化に関わる各種問い合わせ対応業務、コーディネート業務、八丈島の文化振興のための提言業務として今年度は次のことを行いました。

- ① 「八丈町多目的ホール利用の際の関連施設の整備についての要望」の提出
多目的広場駐車スペースのラインの整備、乳幼児オムツ替えスペースの設置、喫煙スペースへの照明の設置の3項目について記載した要望書を10月18日付で八丈町に提出しました。要望事項については平成28年度内に整備されました。
- ② 「八丈島文化協会に関する要望書」の提出
補助金額の増額、決算残金の会計処理方法の検討、委託制度の導入等、7項目について記載した要望書を成28年10月26日付で八丈町に提出しました。
- ③ 島内外からの文化関連の問い合わせに対する対応
- ④ 町から提供された各機関の助成情報の会員等への伝達

第2号議案 平成28年度収支決算報告及び監査報告

平成28年度 八丈島文化協会事務事業 収支決算書

【収入】

科目	予算額	決算額	比較増減	説明	
会費	200,000	208,000	8,000	団体 3,000円×34	102,000
				個人 1,000円×15	15,000
				賛助 1,000円×91	91,000
補助金	2,100,000	2,095,892	▲ 4,108	八丈町補助金	2,095,892
				①事務事業 100,000円	
				②文化振興事業1,995,892円 ※別記参照 (主催)芸能文化祭・文化フェス・JAZZフェス・島民大学講座 (後援)子ども文化	
手数料	60,000	40,000	▲ 20,000	事務委託手数料 (芸能文化祭、文フェス)	40,000
雑収入	20,000	41,295	21,295	機器使用料(コピー、ラミネート) その他(預金利子他)	41,295
寄附金	30,000	52,600	22,600	寄附 2件	52,600
繰越金	88,170	88,170	0	前年度繰越金	88,170
合計	2,498,170	2,525,957	27,787		

【支出】

科目	予算額	決算額	比較増減	説明	
人件費	240,240	171,990	▲ 68,250	事務局アルバイト給与(910円×189H)	171,990
広報費	30,000	34,962	4,962	広報編集委託費	12,000
				サイト管理委託費(HP、カレンダー、ブログ)	4,000
				広報カラー印刷費(インク代)	18,962
会議費※	35,000	40,767	5,767	資料印刷費(インク代、コピー代)	31,586
				会場費	2,000
				お茶代(缶茶他)	5,011
				会員交流会費(月見交流会)	2,170
通信費※	110,000	102,597	▲ 7,403	電話代	28,797
				プロバイダ使用料	12,960
				通信費(光通信使用料)	58,320
				郵送料(切手代等)	2,520
事務・消耗品費※	30,000	93,751	63,751	書類印刷費、消耗品費(封筒、文具、来客用茶等) 事務用品(用紙等)	93,751
公会堂利用料※	0	0	0	会員分公会堂利用料一部負担	0
雑費※	10,000	1,080	▲ 8,920	カード作成手数料	1,080
予備費※	2,930	0	▲ 2,930		0
① 合計	458,170	445,147	▲ 13,023		
事業費	2,000,000	1,995,892	▲ 4,108	(主催事業)芸能文化祭	300,000
				(主催事業)文化フェスティバル	300,000
				(主催事業)JAZZフェスティバル	700,000
				(主催事業)島民大学講座	250,000
				(後援事業)子ども文化体験	445,892
その他事業費※	0	0	0		0
② 合計	2,000,000	1,995,892	▲ 4,108		
	2,458,170	2,441,039	▲ 17,131		

収支比較

収入決算額	2,525,957
支出決算額	2,441,039
収支比較(残金)	84,918

※記
文化振興事業（事業費）のうち4事業について5月6日付で合計92,337円を八丈町へ返還しました。

補助事業名	補助金額	返還額	返還後金額	理由
八丈島芸能文化祭事業	600,000	0	600,000	
八丈島文化フェスティバル事業	300,000	24,857	275,143	※1
筑後川in八丈島2015事業	700,000	30,650	669,350	※2
子ども文化体験事業	450,000	24,707	425,293	※3
八丈島民大学講座事業	250,000	12,123	237,877	※3
	2,300,000	92,337	2,207,663	

※1 余剰金が発生したため

※2 余剰金が生じたため(単年度事業)


※3 総事業費減により、補助限度額に満たなかったため。


平成28年5月3日、平成27年度の財務のその他の監査を実施した。監査内容は、出納帳簿の帳票類 預金通帳類 領収書類 現金 であった。

監査の結果、帳票類の記帳、預金通帳による金銭の管理及び出し入れ、領収書類の整理・保管とも正確におこなわれていたことを確認した。

上記のとおり報告します。

平成28年5月3日

監事 佐藤 謙 

監事 林 薫 

第3号議案 平成29年度活動計画（案）の提案及び審議

平成29年度活動計画（案）

1. 主催事業・共催事業（八丈町補助金交付事業） 補助金総額は210万円。

	事業名		実施日	補助額	
1	八丈島文化協会事務事業			15万円	
2	第5回八丈島芸能文化祭		平成29年7月8日(土)	30万円	主催事業
3	八丈小島自然体験		平成29年7月(予定)	15万円	主催事業
4	八丈島 JAZZ フェスティバル 2017		平成29年8月20日(日)	50万円	主催事業
5	第29回八丈島文化フェスティバル		平成30年2月18日(日)	30万円	主催事業
6	八丈島民	第73回島民大学講座	平成29年9月(予定)	25万円	主催事業
	大学講座	第74回島民大学講座	平成30年2月～3月		
7	子ども	「ディコボのガラクタ音楽会」	平成29年5月20日(日)	45万円	共催事業 (あびの実)
	文化体	子ども無料招待公演	平成29年10月7日(土)		
	験	「ルドルフとイッパイアッテナ」			

※あびの実＝非営利活動法人八丈島あそびと文化のNPO あびの実

※補助金制度について

補助金交付事業については、平成28年度までは文化協会を通して各事業に補助金が交付され、それぞれ別会計になっていたが、29年度より一括して文化協会に補助金が交付され、文化協会の判断で交付額などを裁量できる形になった。しかし、まだ会計関係については問題が残っているので、今後も町と折衝していく。

2. 後援事業

〈会員主催事業〉

会員が行う発表会などについて、後援（名義貸しや広報支援）などの支援を行います。必要な団体・個人は、後援申請をお願いします、

〈一般団体主催事業〉

- ① 杉の森混声合唱団（杉並区）八丈島公演（協会後援）平成29年4月23日（日）
- ② 八丈島浪漫音楽祭 平成29年5月27日（土）、28日（日）

※後援について・・・申請のあった行事について、趣旨や内容を検討の上、後援を決定

後援の種類は、1. 名義の使用、2. 広報支援（協会サイトへの掲載等）、3. 運営支援（理事会で協議の上実施、原則として会員のみ。ただし、島外団体には配慮する）

3. 会員交流事業 年2～3回実施予定。今年度第1回は、総会後の懇親会。

4. 会員活動支援事業

①協会事務局（富士見地区公会堂管理事務所内）開所時対応

〈1〉問い合わせ・相談等受付 〈2〉会員むけ有料サービス（コピー、ラミネート、印刷）

【管理事務所開所時間】 月～金曜日午前9時30分～11時30分（祝祭日は休所）

② 協会報発行（年5～6回）

③ FAX・メール通信発行（年12回）

④ 活動に関わるコーディネート、アドバイス、各種助成情報提供業務

5. 文化情報発信事業

・八丈島イベントカレンダー（インターネット）運営

・八丈島文化協会ホームページ、ブログ運営

6. 八丈島イベントカレンダー2017 発行事業

八丈島社会福祉協議会、八丈町と共同で実施。「広報はちじょう4・10月号」（平成29年）折り込みの社協報「しゃきょう」とともに配布予定

7. 受託事業、指定管理事業等

①富士見地区公会堂指定管理事業（八丈町指定）

富士見地区公会堂管理運営

富士見地区公会堂予約状況情報発信（HPに掲載）

8. 三根公民館建設事業協力

三根公民館建設準備委員会参加（八丈町より委任を受け会長、協会推薦委員が参加）

9. 理事会、役員会開催

理事会・・・原則として毎月第1金曜日に実施

役員会・・・原則として毎月第4火曜日に実施

このほか必要に応じて各種臨時会議を開催

10. その他

・八丈島の文化に関わる各種問い合わせ対応業務

・八丈島の文化振興に関わるコーディネート業務

・八丈島の文化振興のための提言業務（各種要望とりまとめて提言、協議）

第4号議案 平成29年度予算(案)の提案及び審議

平成29年度予算書(案)

【収入の部】

科目	予算額	内容・説明			
会費	928,000	文化協会会費	200,000		
		会費(団体3,000・個人1000・協賛5000)			
		参加団体会員会費	728,000		
		文化フェス・小島体験・子ども文化体験会費			
補助金	2,155,000	八丈町ほか	2,155,000		
協賛金	995,000	一般協賛	930,000		
		JAZZフェス、芸能文化祭、文化協会協賛金、文フェス 協賛広告			
		賛助会費(島民大学)	50,000		
		募金収入(文フェス会場募金)	15,000		
寄付金	140,000	寄付金(個人・企業など)	140,000		
事業収入	1,060,000	入場料収入(芸能文化祭・JAZZフェス)	470,000		
		文化協会事務局備品使用料 コピー・ラミネート・事務手数料	75,000		
		ホール備品使用負担金 文化フェス(ピアノ、太鼓等ホール備品使用料)	60,000		
		コーディネート料(島外文化団体等支援手数料)	5,000		
		グッズ販売売上げ(JAZZフェスTシャツ売上)	450,000		
		雑収入	500	預金利子ほか	500
		繰越金	135,161	前年度繰越金(芸文31,580島民大学297 あびの実18,366文化協会事務84,918)	135,161
合計	5,413,661				

【支出の部】

科目	予算額	内容・説明	
人件費	410,800	文化協会事務局人件費 アルバイト 940*310h	300,800
		イベントスタッフ人件費 イベント当日賃金(受付、駐車場、舞台補助等)	110,000
		会場費	1,553,510
会場費	1,553,510	ホール使用料(控室・備品含む) 芸能文化祭、文フェス、JAZZフェス、子ども文化体験	444,360
		ホール技術料(音響、照明、舞台、他補助者) 芸能文化祭、文フェス、JAZZフェス、子ども文化体験	674,000
		ホール技術料(島外乗り込み業者)	409,000
		商工会研修室ほか使用料 芸能文化、文フェス、JAZZフェス、子ども文化体験	26,150
		報償費	1,664,900
報償費	1,664,900	JAZZフェスティバル ゲスト出演料(本番30,000*5名)	150,000
		ゲスト出演料(クリニック15,000*2名*1回)	30,000
		ゲスト旅費交通費(5名:1泊、2名1泊)	304,600
		島民大学講座 講師講演料(1名)	200,000
		講師旅費交通費(1名:2泊3日)	63,000
		子ども文化体験 舞台鑑賞 出演料及び旅費交通費	420,820
		子ども招待公演 出演料及び旅費交通費	496,480

広報費	411,700	文化協会事務局	
		サイト管理委託料(HP・カレンダー・ブログ)	4,000
		広報紙編集委託料	12,000
		イベント事業	
		各事業広報物作成費(チラシ、ポスター、チケット等)	385,700
		各事業広報物作成委託料(デザイン等)	10,000
運営費	1,363,800	文化協会事務局	
		※消耗品費(文具・用紙・インク・テープ等)	75,000
		※会議費(総会、会議招待ゲスト用飲料等)	10,000
		※会員交流会費(交流BBQ等)	10,000
		※通信費(IT契約料、電話代等)	100,000
		※雑費	2,000
		イベント事業	
		JAZZフェス、芸能文化 チケット販売手数料	15,000
		事務手数料	20,000
		ゲスト・スタッフ飲食代(リハ、本番の弁当など)	198,000
		会議室使用料(富士見公会堂他)	59,000
		装飾費(生花・吊り看板作成等)	20,000
		事業用消耗品費	80,500
		クリーニング代(黒子衣装・装飾クロス等)	10,000
		公演・演奏機材運送料	50,800
		小島自然体験機材借り上げ料	180,000
		行事保険料	24,000
		JASRAC著作権使用料・源泉税	31,000
		グッズ制作費(JAZZフェス Tシャツ)	300,000
		記録用撮影委託料	92,000
資料印刷費	43,000		
郵便料(切手、はがき、資料送付等)	33,500		
※出演者土産代	10,000		
予備費	8,951	振込手数料ほか	8,951
合計	5,413,661		

※ 補助対象外経費

< 第 5 号議案 >

八丈島文化協会 規約改正について (案)

2017.03.03

【条文上の改正】

下線部が改正部分。

<事務局>

(現行)【事務局】第 8 条 協会に事務局を置き、事務局長のもとで事務局員及び会計がその任にあたる。

(改正案)【事務局】第 12 条 協会に事務局を置き、事務局長のもとで事務局員及び会計がその任にあたる。事務局員は、理事の中から委嘱し、役員会に出席することができる。

<役員・理事>

(現行)【役員】第 9 条 協会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 1 名 事務局長 1 名 会計 1 名
理事 10～15 名 監事 2 名

(改正案)【役員・理事】第 8 条 協会に次の役員・理事を置く。

会長 1 名、副会長 1 名、事務局長 1 名、会計 1 名、事務局員若干名、理事 10～15 名、監事 2 名 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計で構成する。

<役員・理事の選出>

(現行)【役員~~の~~選出】第 10 条 役員~~の~~選出は次のとおりとする。(以下略)

(改正案)【役員・理事~~の~~選出】第 9 条 役員・理事~~の~~選出は次のとおりとする。

<役員~~の~~任務>

(現行)【役員~~の~~任務】第 11 条 役員~~の~~任務は次のとおりとする。

- 1 会長は協会を代表し、すべての業務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する
- 3 事務局長は協会の事務業務を統括する。
- 4 会計は協会の会計を処理する。
- 5 理事は協会の円滑な事業推進のため、業務の執行にあたる。
- 6 理事会は次の任務を行なう。
 - (1) 総会に提案する議案の検討及び作成
 - (2) 諸規定の決定及び改廃
 - (3) その他、業務の執行に関する会長提案事項の審議
- 7 監事は協会の事業並びに会計を監査する。

(改正案【役員~~の~~任務】)第 11 条 役員~~の~~任務は次のとおりとする。

- 1 会長は協会を代表し、すべての業務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する
- 3 事務局長は協会の事務業務を統括する。
- 4 会計は協会の会計を処理する。
- 5 監事は協会の事業並びに会計を監査する。監事は必要に応じて協会の諸会議に出席するものとする。

<役員・理事の任期>

(現行)【**役員**の任期】第12条 協会の**役員**の任期は総会から2年とする。

- 2 役員**の再任**は妨げない。
- 3 補欠による**役員**の任期は、前任者の**残任期間**とする。
- 4 役員**任期満了**後も、後任者が就任するまではその**任務**を行う。

(改正案)【**役員・理事**の任期】第10条 協会の**役員・理事**の任期は総会から2年とする。

ただし、任期中に欠員等が出た場合は、理事会で補充し、後に総会で承認を得るものとする。

- 2 **役員・理事**の再任は妨げない。
- 3 補欠等による**役員・理事**の任期は、前任者の**残任期間**とする。
- 4 **役員・理事**は、任期満了後も、後任者が就任するまではその**任務**を行う。

<理事会>

(現行)【**理事会**】第17条 理事会は、理事で構成し、日常活動運営による会務の執行及び事業の遂行上必要な都度、会長が招集する。

- 2 理事会は、第11条6項の審議を行う。
- 3 議事は、出席人員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(改正案)【**理事会**】第13条 理事会は、役員・理事で構成し、以下の活動を行う。会議の招集は会長が行う。

- 1 理事・理事会は協会の日常的な事業の円滑な推進のため、業務の執行にあたる。
- 2 理事会は次のような内容について審議を行なう。

(1) 総会に提案する議案の検討及び作成

(2) 諸規定の決定及び改廃

(3) その他、業務の執行に関する会長提案事項の審議

- 3 議事は、出席人員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

<目的>

(現行) 第3条【**目的**】 協会は、営利を目的とせず、自主的な文化活動をとおして、会員相互の交流と強化発展を図るとともに、八丈島の地域文化の普及振興に努め、生きがいある生活への指向と豊かな人間性を養い、地域づくりに寄与することを目的とする。なお、具体的な活動内容については別に定める。

(改正案) 会員相互の交流と強化発展 ➡ 会員相互の交流の強化発展

【条立ての変更】

条	改正前	改正後	条	改正前	改正後
第1条	名称	左に同じ	第10条	役員 の選出	役員・理事の任期
第2条	事務所	左に同じ	第11条	役員 の任務	役員の任務
第3条	目的	左に同じ	第12条	役員 の任期	事務局
第4条	会員	左に同じ	第13条	顧問	理事会
第5条	賛助会員	左に同じ	第14条	会計年度	総会
第6条	事業	左に同じ	第15条	会費	顧問
第7条	部会	左に同じ	第16条	総会	会計年度
第8条	事務局	役員・理事	第17条	理事会	会費
第9条	役員	役員・理事の選出	第18条	加盟・退会	左に同じ

第6号議案

八丈島文化協会 役員等名簿

H29.06.03

議事の承認事項は「3. 理事の退任」です。

1. 役員・監事（任期は2年で2年目なので継続）

役職	氏名	備考
会長	内山 江差夫	個人会員
副会長	山下 巧	八丈混声合唱団代表
事務局長	山下 和彦	劇団かぶつ代表
会計	菊池 洋子	NPO「あびの実」代表
監事	佐藤 謙	Pot Hall 代表
	菊池 孔介	個人会員

2. 理事（任期は2年で2年目なので継続）

	氏名	備考		氏名	備考
1	伊藤 宏	八丈実記を読む会代表	2	川上 絢子	劇団かぶつ
3	菊池 一明	個人会員	4	小泉 雅一	個人会員
5	笹本 薫	「図書館の会」代表	6	羽廣 大助	加茂川会
7	林 薫	個人会員, 事務局員	8	宮部 京子	個人会員
9	山下 久美子	個人会員, 事務局員	10	山田 幸也	個人会員

3. 理事の退任

職務	内容	氏名	
理事	退任	奥山 隆	

4. 富士見地区公会堂の受付時間は、9:30～11:30

八丈島文化協会規約

第 1 条【名称】 この会は、八丈島文化協会（以下、協会という）と称する。

第 2 条【事務所】 協会の事務所を八丈町三根 4 8 6 9 - 1 に置く。

第 3 条【目的】 協会は、営利を目的とせず、自主的な文化活動をとおして、会員相互の交流の強化発展を図るとともに、八丈島の地域文化の普及振興に努め、生きがいある生活への指向と豊かな人間性を養い、地域づくりに寄与することを目的とする。なお、具体的な活動内容については別に定める。

第 4 条【会員】 団体の会員は、原則として島内に活動の拠点を置き、協会の目的に賛同する文化活動を行う団体とする。

2 個人会員は、前項に該当する個人とする。

3 団体会員の構成員であっても個人会員になることができる。

第 5 条【賛助会員】 賛助会員は、規約第 3 条に賛同し、支援する団体及び個人とする。

第 6 条【事業】 協会は、目的を達成するため次の事業を行なう。

1 会員相互の協力・交流及び連絡調整

2 地域伝統芸能の保存と育成

3 関係団体との事業の協力及び支援

4 講習会、講演会、実演会、研修会等の開催

5 文化芸術作品の展示及び発表会の開催

6 文化施設の充実を目的とする芸術・文化の調査研究

7 その他協会の目的達成に必要な事業

第 7 条【部会】 協会に必要な応じて部会を置くことができる。

第 8 条【役員・理事】 協会に次の役員・理事を置く。

会長 1 名 副会長 1 名 事務局長 1 名 会計 1 名 理事 1 0 ～ 1 5 名

監事 2 名 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計で構成する。

第 9 条【役員・理事の選出】 役員・理事の選出は次のとおりとする。

1 理事は会員の立候補及び推薦により選出し、前任理事会が総会で報告し承認を得ることとする。

2 会長、副会長、事務局長、会計、監事は理事会で選考し、総会において承認を得るものとする。

第 1 0 条【役員・理事の任期】 第 1 1 条 協会の役員・理事の任期は総会から 2 年とする。ただし、任期中に欠員等が出た場合は、理事会で補充し、後に総会で承認を得るものとする。

2 役員・理事の再任は妨げない。

3 補欠等による役員・理事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員・理事は、任期満了後も、後任者が就任するまではその任務を行う。

第 1 1 条【役員・理事の任務】 役員・理事の任務は次のとおりとする。

1 会長は協会を代表し、すべての業務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する

3 事務局長は協会の事務業務を統括する。

4 会計は協会の会計を処理する。

5 監事は協会の事業並びに会計を監査する。監事は必要に応じて協会の諸会議に出席する

ものとする。

第12条【事務局】 協会に事務局を置き、事務局長のもとで事務局員及び会計がその任にあたる。事務局員は、理事の中から委嘱し、役員会に出席することができる。

第13条【理事会】 理事会は、役員・理事で構成し、以下の活動を行う。会議の招集は会長が行う。

- 1 理事・理事会は協会の日常的な事業の円滑な推進のため、業務の執行にあたる。
- 2 理事会は次のような内容について審議を行なう。
 - (1) 総会に提案する議案の検討及び作成
 - (2) 諸規定の決定及び改廃
 - (3) その他、業務の執行に関する会長提案事項の審議
- 3 議事は、出席人員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条【総会】 協会の運営のため、総会を設ける。

- 2 総会は年1回開催し、団体会員及び個人会員で構成する。総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 決算及び予算
 - (3) 会則の改変
 - (4) その他必要な事項
- 3 総会の議長は出席者の中から選出する
- 4 総会は委任状を含む会員の過半数の出席で成立し、議案の議決権を持つ団体会員、個人会員、理事の出席人員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 定期総会の他、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第15条【顧問】 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問及び会議への招請に応じ意見を述べるすることができる。

第16条【会計年度】 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第17条【会費】 協会の年会費は、団体会員3,000円、個人会員1,000円、賛助会員は1口1,000円とする。変更する場合は、理事会で決定し総会において承認された金額を年1回徴収する。

第18条【加盟・退会】 協会に加盟する団体会員・個人会員は、八丈島文化協会加盟申請書（様式1）を提出し、理事会の承認を得る。

- 2 協会を退会する場合は、八丈島文化協会退会届（様式2）を提出する。
- 3 規約第4条に規定する賛助会員になる者は、八丈島文化協会賛助会員申請書（様式3）を提出する。
- 4 協会の規約を遵守せず、著しく逸脱した行動を行なった会員は、活動を停止または退会させることができる。

附則1 制定 本規則は平成24年10月10日より施行する

附則2 改正 本規則を改正し、平成25年6月28日より施行する

付則3 改正 本規則を改正し、平成26年6月17日より施行する

付則4 改正 本規則を改正し、平成27年6月 3日より施行する